

報告第 1 2 号

決算の不認定に係る措置の報告について

令和元年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 7 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

北本市長 三 宮 幸 雄

1 不認定になった日

令和 2 年 9 月 2 9 日

2 講じた措置の内容

(1) 介護給付費に係る適正な事務処理の執行に向けた措置

ア 予算の適正な管理及び執行

介護給付費に係る月別の支払状況及び累計を確認しながら決算額の試算を実施することができる管理ファイルを作成し、運用を開始するとともに、介護給付費に係る予算の執行に関する事務処理を担当課内で組織的に確認し、共有することを徹底した。

イ チェック体制の強化

管理ファイルにおいて確認した介護給付費に係る月別の支払状況及び累計を財務会計システムの情報、関係書類等と突合し、毎月、所属長に報告する体制を構築するとともに、当該作業を複数の職員で実施することを義務付け、組織的なチェック体制を強化した。

(2) 全庁的な適正な事務処理の執行及び再発の防止に向けた措置

介護給付費に係る不適正な事務処理を踏まえ、予算執行に係る留意事項を全所属長に対して通知し、財務事務の執行に係る基本事項及び歳入歳出に係る事務の留意事項を改めて全職員に周知した。

(3) 事務事業における事故の処理に関する処置

介護給付費に係る不適正な事務処理に関与した職員について、北本市職員分限懲戒審査委員会において処分の程度を審査し、処分した。